

（午前9時30分 開議）

○議長（土井裕美子君）皆さん、おはようございます。ただ今の出席議員数は18人で全員であります。

○議長（土井裕美子君）これより本日の会議を開きます。

この際、報告いたします。

市長から、令和2年12月16日付、橋総第371号をもって追加議案1件が、文教厚生委員会委員長 小西さんから、令和2年12月15日付をもって議案3件がそれぞれ提出されました。議案はお手元に配付いたしております。

以上で報告を終わります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（土井裕美子君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、5番 板橋さん、10番 高本さんの2人を指名いたします。

#### 日程第2 議案第9号 橋本市部落差別の解消を推進する条例について と、日程第3 議案第25号 公の施設の指定管理者の指定について

○議長（土井裕美子君）日程第2 議案第9号 橋本市部落差別の解消を推進する条例について と、日程第3 議案第25号 公の施設の指定管理者の指定について の2件を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務委員会委員長 16番 樽井さん。

〔16番（樽井豪男君）登壇〕

○16番（樽井豪男君）それでは、少し長いので報告いたします。

去る12月10日の本会議において本委員会に付託された、議案第9号 橋本市部落差別の解消を推進する条例について、議案第25号 公の施設の指定管理者の指定について を審査するため、12月11日に委員会を開催し、慎重審査の結果、議案第9号は賛成少数で否決すべきもの、議案第25号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下の概要を報告いたします。

議案第9号は、現在もなお部落差別が存在するとともに、インターネットの普及をはじめとした情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別による人権侵害を決して許すことなく、市民全ての基本人権が尊重され、安心して暮らせるまちづくりをめざすための取組みを推進するため、新たに条例を制定するものである。

委員から、今後の市民に対する説明会の開催について ただしがあり、特定の団体には懇談会の要望があったため説明を行っているが、市民への説明は条例が制定された後に行う との答弁がありました。

過去、現在、未来における教育と啓発について ただしがあり、部落問題解決のために学校で部落問題学習をするということで始まり、部落問題を提起する教育的課題に応える同和教育という形で進み、部落問題は解決に向かってきているというのが現時点だと考える。今後は情報モラルの問題、そして新たな部落差別を生み出さないよう、様々な取組みをしてきた先人の成果と教訓を若い世代に正確に受け継ぐ必要がある との答弁がありま

した。

義務教育における学校の指導マニュアルはどのようにするのかとのただしがあり、人権教育の研究プランを立てて実践を行っている。今後も、歴史の教科書で科学的認識を発達段階に応じて教えていく必要があると考えている。また、橋本市独自の副読本「しあわせ」や特別の教科、道徳により、人としてどう生きていくべきか、また、様々な不合理な実態に対しどう対処していくべきかを皆で考えていくという学習を行っているとの答弁がありました。

この条例案の可決、否決にかかわらず、同和問題に係る人権教育を進めていくとの認識でよいかとのただしがあり、条例のあるなしにかかわらず、人権教育を進めていくべきものであるとの答弁がありました。

インターネットでの差別的な書き込みの監視についてただしがあり、試行的に複数の特定サイトに検索をかけ、問題があると判断した書き込みは三十数件であった。特定サイトの管理者に削除要請を出しており、1件が削除されたとの答弁がありました。

部落差別の定義はどのように考えているかとのただしがあり、この条例にはあえて定義を書き込んでいないが、日本の歴史的発展の過程で形成された身分階級構造によって、一部の人が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、特定の地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職など日常生活の上で受ける差別であり、我が国固有の人権問題であるとの答弁がありました。

橋本市において部落差別はあるのかとのただしがあり、本市に同和地区は存在しないが、匿名の電話により同和地区の問合せや誹謗中傷に当たる差別発言などが例年発生しており、ここ四、五年を振り返ると差別事件が

徐々に増加している。また、意識調査において、隠れた差別意識が明らかになってきているとの答弁がありました。

匿名で電話による問合せがあった場合、市の対応はどのようにしているかとのただしがあり、まず問合せ理由を聞くようにしている。もちろん市内に同和地区はないという話も含め、そういう問合せには答えられないとお断りし、そのような質問をすること自体、差別行為につながると説明をしている。また、市職員に対しては、職員研修や人権研修の中で毎年、電話対応時のマニュアルによる適切な対応を徹底するよう説明しているほか、電話の横に見ながら対応できるようカードを作成し、各課に備え付けているとの答弁がありました。

本条例の廃止要件として、附則第2条に規定する部落差別が解消されたと認められるに至ったときとはどのようなときかとのただしがあり、市で把握できる差別事象がなくなるとを前提として、5年に1回程度実施予定の意識調査において、差別意識が十分に解消されたと認められた場合にこの条例を廃止することとなる。また今後、人権尊重の社会づくり審議会において、その判断基準について協議し、結論については議会に報告するとの答弁がありました。

県条例との相違点についてただしがあり、インターネット上の差別に対する取組みにおいて、市は勧告に従わない事業者を公表するが、県は公表しないと聞いている。また、県条例では、差別を行ったものの範囲を県内で行ったものに限定しているが、市条例においては橋本市全体に対する差別行為全てを対象としている。市外で行われたものであっても対象とするなど、範囲は広いとの答弁がありました。

第7条に規定する指導、助言、勧告、公表

の法的拘束力について ただしがあり、指導、助言、勧告は行政指導であり、法的拘束力はなく、公表は行政指導や行政処分にも当たらない。加害者の処分をめざすのではなく、部落差別をしてはいけないということを真に理解していただくことをめざし、特に指導、助言に重点的に取り組んでいきたい との答弁がありました。

部落差別に特化した条例を制定する前に、まずインターネットによる全ての差別に関する条例を策定すべきではないか とのただしがあり、部落差別の解消の推進に関する法律が施行され、本市では部落差別自体をなくすという思いで本条例案を提案している。今後はこの条例にとどまることなく、インターネット上の全ての差別について考えていく必要がある との答弁がありました。

教育委員会や人権啓発推進委員会との事前の連携について ただしがあり、人権啓発推進委員会は新型コロナウイルス感染症対策のため開催できていないが、役員会において条例の骨子案の作成に関して説明をし、作成後にも意見を頂いた。また、教育委員会も事前に骨子案やパブリックコメントの結果について情報共有されたが、教育委員会として条例作成の議論にもっと積極的に加わるべきであったと反省している との答弁がありました。

橋本市人権尊重の社会づくり条例第4条に定める基本方針に基づき、審議会で人権侵害に対する相談等を行えるのであれば、この条例は必要ないのではないかと のただしがあり、条例を定めることと基本方針に盛り込んでいることについては、たとえ内容が同じであっても大きな違いがある。この条例は、議会を通して市民に対し訴え、協力を求めていくということを明らかにするために制定するものである との答弁がありました。

教育及び啓発、相談体制の充実を進めるに

あたり必要な予算は。また、この条例案は否決されたとしても、今後それらの予算は計上するのか とのただしがあり、啓発用リーフレットの作成、研修会や講演会の開催、匿名による同和地区の問合せの電話に対し相手方が特定できずに説明を行うことが困難な場合もあるため、録音機能があり相手の番号を表示できる電話機の設置費用、可決された場合の市民に対する説明会に係る予算を想定している。また、条例案が否決されても、必要性をその都度判断して予算を計上する との答弁がありました。

討論に入り、原案に反対の立場から、今回の市条例はインターネット等の社会情勢を踏まえた上で、誹謗中傷や差別行為とみなされる市への問合せをなくすということに重きが置かれていた。さらに、県条例が施行されており、市は業務、そして正義を遂行できるものと最終的に考える。一方、終わったことを起こしてもらいたくない、この議論にすること自体が差別、区別だという声も聞こえてくる。部落差別ではなくハラスメント、LGBT、人種差別全ての差別、区別、誹謗中傷に対し徹底的に対応していただくことを要望し、苦渋の決断として本議案に反対する との討論がありました。

原案に賛成の立場から、今なお部落差別的な問合せがあり、インターネットでは30件以上の差別的な書き込みが確認され、削除要請しているという現状もあり、本条例を否決するならば内外に対して橋本市議会が部落差別解消に消極であると捉えられかねず、部落差別は断固なくしていくという確然とした態度を示すべきである。条例の制定に伴い、実施する施策によって新たな差別を生じさせることがないように要望し、苦渋の決断であるが、本議案に賛成する との討論がありました。

原案に反対の立場から、1969年に同和対策

特別措置法が施行されて以降、2002年3月までの33年間にわたり、国と地方を合わせて約1,066兆円という膨大な予算が費やされ、それまで同和地区に住む方々の経済的、社会的、文化的に低位に置かれていた状況は、他地区と遜色のないまでに改善した。やがて同和地区に対する必要以上の特別な施策を続けることは、逆に新たな差別意識につながるとして同和对策事業は終了し、貧困や環境整備について格差が残っているとすれば、一般行政としてそれを行うという流れへと移行した。インターネット上に心ない書き込みがあったとしても、それは法律や条例がなくても市民間の相互批判によって解決していけると考え、本議案に反対するとの討論がありました。

原案に賛成の立場から、今なお結婚の際の身元調査、就職試験での本人の能力や適正に関係のない質問をするといった事案のほか、差別的な内容の文書の送付や、インターネット上での差別を助長するような書き込みや動画が配信されるといった事案が誰の目にも止まるほど発生しており、差別の拡大、悪質化が進んできている。こうした差別や偏見に基づく行為は他人の人格や尊厳を傷つけるものであり、決して許されるものではない。これらのことから、本市におけるこの条例の必要性は十分裏づけられていると考え、本議案に賛成するとの討論がありました。

なお、質疑の途中、委員からさらに慎重な審査が必要との理由から継続審査を求める動議が提出されましたが、賛成少数により否決されました。

議案第25号は、橋本市民会館の指定管理者として、引き続き公益財団法人橋本市文化スポーツ振興公社を令和3年4月1日から6年3月31日までの3年間指定するものであり、委員から、財政難の市の現状に鑑み再任用職員を充てるなど、市直営とすることについて

検討したか、また、指定期間が3年となっているが、ホールの貸館を令和4年度から休止するのであれば単年度でもよいのではないかと のただしがあり、指定管理の場合や市直営の場合など、様々なパターンを検討した結果、金額的には市直営が最大100万円程度有利であったが、安全面等も含め総合的には運営を熟知し、専門性を有した文化スポーツ振興公社と指定管理契約を締結することが市として有利であると判断した。また、新型コロナウイルス感染症が収束し、市民会館ホールの利用の要望が多くなった場合、令和6年度以降にホールを利用した運営も考えられるため、今回は3年という期間を設定したとの答弁がありました。

本来であれば、市の財政健全化の視点も見極めた上で、毎回プロポーザル方式を取るべきと思うがいかがかと のただしがあり、公募の検討もしたが現状、市民会館の利用はかなり減っており、専用駐車場も極端に少ないことから、他事業者の参入は非常に難しく、コロナ禍の影響でさらに難しい状況になっている。このようなことから、モニタリング調査やアンケート調査でも運営内容に関しては高い評価を得ていることも含め、文化スポーツ振興公社が最も妥当な指定管理者候補であるという結論に至ったとの答弁がありました。

討論に入り、原案に反対の立場から、コロナ禍等の社会情勢を踏まえ、文化スポーツ振興公社に委託することが一つの正義であると理解できるが、やはり随意契約ではなくプロポーザル方式とすることが必要と考え、本議案に反対するとの討論がありました。

原案に賛成の立場から、基本的に、市が設営した財団法人である文化スポーツ振興公社を指定管理者とすることは問題がないと考える。財団法人の在り方、その内容、中身につ

いて今後、市が指導監督することを要望し、本議案に賛成するとの討論がありました。

以上をもって、委員会の報告を終わります。

**○議長（土井裕美子君）**ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土井裕美子君）**質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより議案第9号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

10番 高本さん。

〔10番（高本勝次君）登壇〕

**○10番（高本勝次君）**それでは、議案第9号橋本市部落差別の解消を推進する条例について、反対の立場で討論を行います。

同和対策事業特別措置法が施行されて以降、1969年から2002年3月まで33年間にわたり、国と地方合わせて約16兆円という膨大な予算が同和行政に費やされました。同和地区に住む方々が経済的、社会的、文化的に低位に置かれていた状況は他地区と遜色ないまでに環境改善が進み、その後も同和地区に対する必要以上の特別な施策を続けるならば、逆に新たな差別意識を生み出すことにつながるということから、いわゆる同和行政は終了しました。もし貧困や環境整備についての格差が残っているとすれば、それは一般行政として、それを必要とする全ての住民を対象に行うという流れへと移行したのであります。

1986年12月、政府の附属機関である地域改善対策協議会が政府に対して意見具申を行った内容は、「今後における地域改善対策について」と題する意見具申となっており、行き過ぎた言動が部落差別の解消を阻害していた要因となっていたという事実を認定し、教育及び啓発も、あるいは部落差別の実態に係る調査についても、その運用によっては新たな差

別を生むものになってしまいかねないという危険性を指摘した内容でした。

国の部落差別の解消の推進に関する法律は、予算措置のない理念法であります。しかし、橋本市部落差別の解消を推進する条例が成立するとなれば、地域の実情に応じた施策、相談体制の構築、教育及び啓発が予算措置を伴って実行されていく根拠がつけられることとなります。まさに様々な弊害を生み出した中で、廃止されたはずの同和行政、同和対策が息を吹き返すことにつながっていくのではありませんか。何らかの偏見や誤解から、差別的な言動を取る人も時には出てくるかもしれません。インターネット上に心ない書き込みがあったりするかもしれません。しかし、それは解消法のような法律がなくても、市民の良識によって解決するところまで私たちの社会は発展してきているのではないのでしょうか。

1995年、橋本市同和委員会は、「橋本市民の暮らしと人権に関する調査報告書」を公表しています。それには、同和対策事業により同和地区の生活環境は大きく変化し、対象地区住民の暮らしを守る上で積極的な役割を果たし、同和地区が安心して生活できる地域となる成果があった。しかし、その反映として、羨望、妬み、逆差別意識が生まれてきたと述べています。橋本市同和委員会の調査報告書によると、同和事業を継続することは橋本市民を同和地区住民、一般地区住民というふうに分ける意識を生み出す、また、時代遅れの旧身分に対する意識を生み出し、かつ、同和を残し市民の対立を招くことになると指摘しています。また調査報告書は、橋本市のどこに生活しても、誰もが人間らしく生きることが平等に保障されるまちづくりをと呼びかけており、良識を示した報告書となっています。

さらに言いますと、平成28年に施行された

部落差別の解消の推進に関する法律には、参議院法務委員会における附帯決議（平成28年12月8日）があります。一つ、部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。二つ、教育及び啓発を実施するにあたっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。三つ、国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するにあたっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法について慎重に検討すること。以上、国の部落差別の解消の推進に関する法律には、この三つの重要な附帯決議があります。

現在、人の交流、交際が大きく前進し、市民的融合の状況が実現されてきました。今回行われたパブリックコメントは条例の骨子案であって、正式な条例案ではありません。しかも、市民の意見が大きく分かれる重要案件であるからこそ、広く市民の意見を聞くための説明会を実施すべきです。橋本市の自治と協働を育む条例には、市長等は、市民参画を実現するため、市民がまちづくり及び市政に参画する機会を設けますとあり、今急いで条例を制定する必要はありません。

以上の理由をもって、橋本市部落差別の解消を推進する条例に反対いたします。

以上であります。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（土井裕美子君）次に、賛成の立場で討論する方ありませんか。

2番 垣内さん。

〔2番（垣内憲一君）登壇〕

○2番（垣内憲一君）私は、委員長報告に反対、条例案に賛成の立場で討論させていただきます。

この条例提案の背景に、目的については、議案審議における1番議員の質問に対する市長のご答弁でよく分かりました。私としても、同じ方向性を持ってこの問題に取り組むべきだと思っております。

また、総務委員会における賛成討論の中で4番議員より、本条例を否決するならば、内外に対して橋本市議会が部落差別解消に消極的であると捉えられるおそれがありますと発言がありましたが、まさしく橋本市議会としても、この同和問題、部落差別については一日も早く完全解決をめざし、市とともに積極的に取り組んでいく必要があると考えています。

人権というものは、全ての施策の根幹をなすものであります。基本条例である橋本市人権尊重の社会づくり条例を柱として、今後とも、本市において課題となっている人権問題に積極的に取り組んでいただくことをお願いして、委員長報告に反対、条例案に賛成の討論とさせていただきます。

○議長（土井裕美子君）次に、反対の立場で討論する方ありませんか。

13番 田中さん。

〔13番（田中博晃君）登壇〕

○13番（田中博晃君）私は、委員長報告に賛成、本議案に反対の立場から討論をいたします。

本案に反対するのは苦渋の決断です。確かに差別問題解消は重要な問題であり、早急に解決しなければなりません。事実、差別を受

けた方々に手を差し伸べる必要があります。他方、差別問題については、各種ハラスメント、LGBT、アウティング、障がい、学校でのいじめなど、残念ながら存在しています。

差別問題解消のためには、橋本市は全ての差別を許さないといったぐらいの総合的な条例を策定したほうがより効果的であり、全ての差別から市民を守る対策になると考えます。差別に上下はなく、区別をはいけません。

これらのことから、部落問題解消のための条例の必要性は感じながらも、差別問題の解消をもっと大きな枠で条例を策定すべきと考え、反対いたします。

なお、全ての差別をなくし、安心して暮らせるまちづくりが本来の目的であるため、私たちは尽力していきます。

○議長（土井裕美子君）次に、賛成の立場で討論する方ありませんか。

18番 中本さん。

〔18番（中本正人君）登壇〕

○18番（中本正人君）おはようございます。

それでは、私、議案第9号に賛成の立場で討論をさせていただきます。

1969年に同対法が制定されて、そして33年間にわたり同対事業で地区内外の格差も大きく解消されました。そして、学校教育の中にも同和教育が取り入れられて、子どもたちの間では部落、同和という2文字は、私は消えたと思っております。

しかし、残念ではありますけれども、ごく一部の人たちの中には、まだ同和、部落に対して偏見の目で見ている人もいるということ、非常に寂しく思います。そういう中で2016年に国で法が制定されて、その後、和歌山県でも、また湯浅町、広川町においても、部落差別の解消条例が制定されております。そして今回、橋本市部落差別の解消を推進する条例が本市より出されて、先週の11日、総務委員

会において審議されましたが、否決となりました。

しかし、私は思います。今なお差別、差別事象がある限り、私はこの条例が必要不可欠であると思います。そして、県下9市のトップを切って、部落差別がない自治体の実現に向けて頑張っている本市に対して、私は高く評価をしたいということを申し上げまして、私の賛成討論といたします。議員各位の皆さま、ご賛同をよろしく願います。

○議長（土井裕美子君）次に、反対の立場で討論する方ありませんか。

11番 阪本さん。

〔11番（阪本久代君）登壇〕

○11番（阪本久代君）議案第9号 橋本市部落差別の解消を推進する条例に対して、反対の立場で討論を行います。

橋本市において部落問題を人権保障の重要な市民的課題と位置づけ、地区内外の市民が理解、合意、協力し、そして行政と一体となって部落問題解決に取り組んできました。その結果、橋本市において、1、生活環境、教育及び労働などの面で周辺地域との格差が解消され、2、非科学的認識、偏見に基づく差別的言動が受け入れられない状況が作り出され、3、交流、交際が大きく前進し、市民的融合の状況が実現されてきました。

約20年前にこのような部落問題解決の到達点を踏まえ、行政も特別施策が必要ない、これ以上の特別施策が新しい差別を生み出すと判断して、同和と名のつく行政と教育を終わってきました。その後、残された課題を一般施策の中で市民と行政が一体となって解決に取り組み、今日の部落問題解決の積極的前進状態があるわけです。この間の歴史的教訓とすべき私たちが大事にしなければならないことは、一つが部落問題、部落差別の現状を科学的に正しく捉えること、二つ目は市民の

理解と合意、協力が必ず必要だということです。

この条例は、以上の二点を満たさない欠陥を持つものと言わざるを得ません。なぜなら、部落差別の定義がないからです。問合せやインターネットへの書き込みを根拠にしていますが、匿名で個人が特定できないのに差別、人権侵害と言えるのでしょうか。科学的に正しく捉えられていると言えません。また、市民への周知を怠り、理解、合意、協力を求めようとしていません。部落差別とは何かを曖昧にしたままでは、勧告も条例の廃止もできません。

2018年に市が行った人権に関する市民意識調査で、「一定の規制をする条例や法律が必要だ」は12.6%で、具体的に挙げられている方策の中で最も低くなっていると市の報告書も指摘しています。また、総務委員会での審議の中で明らかになったのは、差別事象というのはほとんどが問合せであり、条例のない現在もマニュアルを作成して対応していること、ネットの書き込みについても削除要請をしていることが分かりました。

教育長は、この条例で教育を変えるつもりはなく、今推進している人権教育を続けると、条例制定の必要性に関わる答弁をしました。職員を守るために条例を持つと言うのですが、一体何から、誰から職員を守ろうとしているのか分かりません。条例をつくることは、部落差別があるまちと宣言することになると思います。むしろ橋本市には部落はないと宣言することが、問合せもなくすことにつながると思います。

部落差別に限らず、どんな差別も許されることではありません。憲法14条に、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されな

い」とあります。差別とは人権侵害の事実のことです。問合せ自体は差別ではなく、新たな条例制定の必要はありません。

以上をもって、反対討論とします。

○議長（土井裕美子君）次に、賛成の立場で討論する方ありませんか。

9番 南出さん。

〔9番（南出昌彦君）登壇〕

○9番（南出昌彦君）皆さん、こんにちは。

私は、部落差別の解消を推進する条例について、賛成の立場で討論させていただきます。

民主主義は自由、平等の理念に立つものであり、基本的人権、人間の自由と平等の尊重が原点です。しかしながら、この現代社会には、まだ部落差別が今なお続いています。差別をされた人の心には、いつまでも深い悲しみが続き、完治することのない大きな傷が一生残ります。日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別は、民主主義社会には絶対残してはならないものであり、決して許されるものではありません。今こそ人権意識が問われているときはありません。

時が解決してくれる、私には関係ない、私は差別をしません、という考え方だけでは、差別はなくなりません。市長が、そして私たちの住むこのまちの行政が、このまちに住む全ての市民の基本的人権、人間の自由と平等の尊重を堅持するんだという決意と勇気を、本条例の上程という形に表してくれました。今こそ全市民の幸せのために、本市挙げて全力で部落差別を完全解決するんだという決意と覚悟を行動に移さなくてはなりません。

以上のことから、私は本条例の制定に賛成いたします。皆さん、よろしく願いいたします。

○議長（土井裕美子君）ほかに討論する方ありませんか。



17番 岡さん。

〔17番（岡 弘悟君）登壇〕

○17番（岡 弘悟君）私は、委員長報告に賛成、本議案に反対の立場で討論させていただきます。

橋本市議会として同和、部落差別に関して真っすぐ前向きに取り組んでいるのは、賛成も反対も僕は同じだと思います。反対しているから、後ろ向きに進んでいるわけではないと思います。それはこの場で申し上げたい。自分自身が今一番思っているのは、この条例をどうするかにあたり、すごく悩みました。すごく考えました。同僚議員ともたくさん相談しました。その中で思ったのは、条例の必要性とかそういった内容とかは、自分にも十分理解はできるし、市長の思いも1番議員の答弁からすごく真摯に考えて、そして当局の意見も聞いて、それに関してすごく真剣に同和問題に取り組んでいる、そういう思いは伝わりました。

ただ一方、やはり市民の皆さんからは、不安の声というのでも聞こえてきます。その不安の声というのでも、この条例によってどうなるのか分からないし、どういったことになるのか分からない。今現状、まだ個人でインターネットの書き込み等があり、そういった差別は完全になくなってない。ただ、そういったものに対してこの条例がどれほどの効力があるかも、果たして自分自身は少し疑問がある。でも、この条例を制定するしないにかかわらず、市議会として、橋本市としては同じ方向を向いてこれに取り組んでいかなければならない。

ただ、自分が一定思うのは、その中で多くの市民の皆さんが不安を感じている。この条例の制定に関して、やはりもう少し時間が必要ではないかと、私はそう考えます。11番議員が先ほど討論しましたけども、この条例を

本当に市民の中で、そして市民と協力してこの条例を本当によくしていくためには、やはり今不安を抱えている多くの市民の皆さんの不安を取り除く必要があると思います。そのためにも、私はもう少し時間をかけて、そして市民の中で浸透をしていくように、ゆっくりと時間をかけてこの条例を育てていくべきだと僕は思います。

だから、今ここでこの条例を制定して、制定した後に市民に説明していくというのは、少し自分の中では引っかかる部分がありますので、反対とさせていただきます。

我々市議会としては、何が何でも市民の皆さん100%浸透して決めていかなあかんという部分は正直、そこを無視して、やはりそうじゃない、橋本市として一番いいものはつくっていかなければいけない、自分たちが決める立場なんだというのは、市議会としては当然あります。そういう議案もたくさんあります。ただ、この議案に関しては、中心は市民の皆さんを考えて、市民のためにももう少し時間が必要かと思います。その思いを、自分自身の中でそこだけが一番引っかかりますので、この議案に対しては反対の立場とさせていただきます。

以上です。

○議長（土井裕美子君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第9号 橋本市部落差別の解消を推進する条例について を採決いたします。

委員長報告は否決であります。

原案についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(土井裕美子君)起立多数であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

13番 田中さん。

[13番(田中博晃君)登壇]

○13番(田中博晃君)私は、委員長報告に反対、本案に反対の立場で討論いたします。

指定管理先については何の不満もございません。ただ、大ホールの在り方を考えていった場合に、来年度は、令和3年度はする。しかし、4年度以降は一旦閉鎖する。その理由として委員会の中で、コロナ禍による使用率の減少、そしてバリアフリーが挙げられておりました。担当課に確認いたしますと、バリアフリーの工事については現状考えていないということでした。それならば、一、二年で、この橋本市民会館全体の方向性を見いだすべきではないか、そのように感じます。

よって、指定管理の期間は3年は長いという観点で反対といたします。

○議長(土井裕美子君)ほかに討論する方ありませんか。

17番 岡さん。

[17番(岡 弘悟君)登壇]

○17番(岡 弘悟君)私は、賛成の立場で討論させていただきます。

賛成なんですけども、内容は反対に聞こえるかもしれませんが。実際、指定管理者制度というもとの根本というのが、指定管理によって切磋琢磨してさらにいいものをつくっていく。つまり、行政にはない特色のあるものをつくっていくためにというのが根本にあって、指定管理者制度というのが設立されたんです、そもそもはね。

切磋琢磨とは何かと言うと、競争相手がお

ってこそ。つまり、ベターの中でもさらにベストを探していくというのが指定管理者制度の一番の根幹なんです。ただ、スポーツ振興公社に対しては、何も僕は悪いとは思いません。問題があるとか、そんなんは思いません。ただ、抜けているのは、切磋琢磨する部分の、その一番の根幹である、やっぱり一番はプロポーザルやと思うんです。その部分でやはり指定管理者制度、スポーツ振興公社が1番なんやというのを僕は証明すればいいだけのことやと思うんです。だからこそプロポーザル制度というのは、市が設立した団体とかそういうのかかわらず、やはりプロポーザルというのはしていくべきやと思います。それはもちろん今後の課題というか、これはずっと議会で議論が出ていますので、それをもちろんしていただくのが僕は当然やと思います。

ただ、今回に関してはコロナ禍で非常に利用も減っている中で、プロポーザルを行うことによって、他の方が来られてやっつけられるのかという部分においては疑問にも感じます、実際。利用頻度も減っていますので。やはりこういった場合は、ずっと経験のあるスポーツ振興公社にやっていただくのが、市民のためにもより安定した館の利用ができるんじゃないかというふうに考えますので、その部分については私は賛成とはさせていただきますけども、ただ、ここで言いたいのは、今後はやはり指定管理者の根幹と言うべき切磋琢磨、そして、その切磋琢磨によって市民により良いものを供給して、そして利用価値を高めていくという部分については、私、文教でもこういう話があったので同じ話をさせていただきましたけども、今後、それを必ずしていただけるということを期待して、賛成とさせていただきます。

以上です。

○議長(土井裕美子君)ほかに討論する方あ

りませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第25号 公の施設の指定管理者の指定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（土井裕美子君）起立多数であります。

よって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

この際、10時40分まで休憩いたします。

（午前10時24分 休憩）

（午前10時40分 再開）

○議長（土井裕美子君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、議案審議を行います。

日程第4 議案第10号 橋本市農業振興条例について から、日程第7 議案第22号 公の施設の指定管理者の指定について までの4件

○議長（土井裕美子君）日程第4 議案第10号 橋本市農業振興条例について から、日程第7 議案第22号 公の施設の指定管理者の指定について までの4件を一括議題いたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

経済建設委員会委員長 8番 杉本さん。

〔8番（杉本俊彦君）登壇〕

○8番（杉本俊彦君）それでは、委員長報告をさせていただきます。

去る12月10日の本会議において本委員会に付託された、議案第10号 橋本市農業振興条例について、議案第14号 橋本市都市公園条

例の一部を改正する条例について、議案第21号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第22号 公の施設の指定管理者の指定について を審査するため、12月14日に委員会を開催し、慎重審査の結果、議案第10号、第21号及び第22号は全会一致で、第14号は賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

議案第10号は、高齢化による労働力の減少や市場価格の低迷等による所得の減少、耕作放棄地の発生による鳥獣被害の増加や農業による涵養などの多面的機能の保存など、農業及び農村が抱える行政課題に包括的に取り組むための基本方針や支援施策を定めるものである。

委員から、本条例案に対するJAや農業委員会等の関係団体からの意見について ただしがあり、第1条（目的）の規定において、意識改革という文言をあえて入れるべきといった意見や、イノシシに農地を荒らされた場合の原状復帰にかかる費用を市の補助金で対応できないか等、補助施策に関わる意見があった。なお、本条例について反対の意見はなかった との答弁がありました。

本条例の施行規則に規定している補助事業は全て新規の補助事業か とのただしがあり、第二のふるさと橋本づくり事業は既存の補助事業で、また収入保険・果樹共済加入事業は、既存の果樹共済加入事業と新たに収入保険を組み合わせた補助事業であり、その他については新規の補助事業である との答弁がありました。

補助事業に係る予算見込額について ただしがあり、総額3,000万円を予定している との答弁がありました。

本条例案が可決された場合の市民への周知方法について ただしがあり、まずは市広報において複数回に分け特集記事を掲載し、本

条例の理念や補助事業について周知する予定である。また現在、人・農地プランにおいて農業に関し人と農地の問題について各農家や地区に意見の聞き取りを行っており、今後、要望があればそういった場においても説明の機会を設けたいと考えているとの答弁がありました。

農産物加工設備導入事業により機械を取得した場合、農業を最低限継続しなければならない年数や機械の転売禁止等の規定はないかとのただしがあり、おただしの規定はないが、仮に機械を取得し1年で転売した場合は、償却資産の残存価額については返還対象となると考えるとの答弁がありました。

中心経営体基盤強化事業について、償却資産に対し課税される固定資産税相当額を補助することに問題はないかとのただしがあり、納付された税金を還付するのではなく、あくまで租税公課に対する補助で、なおかつ対象者を中心経営体等に限定していることから法に触れないと考えているとの答弁がありました。

過去に課税された固定資産税は補助対象となるかとのただしがあり、過去に機械等を取得し課税された固定資産税に対し補助することは想定しておらず、あくまでも新規に取得し令和3年度以降、課税される固定資産税に限るとの答弁がありました。

本条例の施行規則に記載している実質化された人・農地プランに位置づけられた農業者についてただしがあり、人・農地プランは農業者が地域ごとの農業の羅針盤となる計画を明確化するもので、当該計画に携わり位置づけられた農業者の名簿を現在作成中であるとの答弁がありました。

議案第14号は、スポーツ施設の市外料金導入と減免基準の見直しに伴い住吉運動公園の多目的広場使用料について、令和8年9月末

まで激変緩和措置を設けるものである。なお、河内長野市民と五條市民については、スポーツ施設の相互利用事業を行っていることから、市外料金の対象外である。

委員から、免除基準において、地域に便益が還元され、使用料負担を市民全体に求めるべき特別の事情が認められる活動及び当該活動に関連があると市長が判断した活動とあるが、具体的にはどういった活動を指すかとのただしがあり、本条例が可決後、速やかに減免制度の見直しに係るガイドラインを作成予定で、具体的内容は決定していないが、担当課としては地域自治団体や地域の安全関係団体、社会福祉関係団体、地域教育推進団体、青少年育成団体等の諸活動と、市と協議し行っている活動、またボランティア活動などの市の事業を補完し行っている活動を考えている。個々のサークルや団体等の減免基準については今後検討していくとの答弁がありました。

これまで減免対象であった高齢者の多い団体は、減免制度の見直しに伴い対象外となると考えてよいかとのただしがあり、基本的には受益者負担の原則に基づいて、減免内容の設定を考えている。具体的な内容については、教育委員会等と協議しガイドラインにおいて設定するが、個々のどの団体が減免対象になるのかということころまでは、現時点では想定していない。しかしながら、公益活動、またはそれに準ずる活動をしている団体、もしくはそれ以外の団体でも活動内容が公益的なものであれば減免対象になると考えているとの答弁がありました。

ふだん、趣味の活動で公民館を利用する団体が、特定の日に関りボランティア活動を行う場合は減免対象となるかとのただしがあり、おただしの場合においては、減免対象となるようガイドラインを作成中であるとの

答弁がありました。

住吉運動公園の多目的広場における主な利用者について ただしがあり、少年野球チームであり、当該団体は見直し後においても減免対象となると考えている との答弁がありました。

討論に入り、原案に反対の立場から、減免基準の見直しに伴う本条例の大幅な変更はないと考えるが、市民の負担が増えるということに変わりはないため、本議案に反対するとの討論がありました。

原案に賛成の立場から、減免基準の見直しについて様々な意見はあるが、本条例については概ね変更がなく、今までどおり施設を利用しやすく市民に還元できればいいと考えることから本議案に賛成する との討論がありました。

議案第21号は、やどり温泉いやしの湯について、指定管理期間が令和3年3月末に満了することに伴い、指定管理者の公募を行ったところ、現在の指定管理者であるSCRUMきのくに株式会社の1法人のみ申請があり、本法人について指定管理者選定委員会において審査したところ、合格点に達し選定されたので、3年4月1日から6年3月31日までの3年間指定管理者として指定するものである。

委員から、宿泊棟はコテージ4棟のみで宿泊収容人数が少ない現状の中、近隣の空き家や空き地を活用し、テントでの宿泊やキャンピングカー等による車中泊が可能なスペースの設置は検討しているか とのただしがあり、当該施設は竣工から10年が経過し、設備等も老朽化しているため、まずは施設の維持修繕を最優先に考えた上で、今後、指定管理者と協議を重ね、新たな収益確保の方法なども含めた施設の在り方を検討していく との答弁がありました。

収支計画によると宿泊利用料など施設事業

収入と自主事業収入を合わせることで経営できている状況であるが、災害や今回の新型コロナウイルス感染症など有事の際は、市から損失への補填対応は検討しているか とのただしがあり、有事の際は、指定管理者と協議し対応する との答弁がありました。

議案第22号は、橋本市地場産業振興センターについて、指定管理期間が令和3年3月末に満了することに伴い、指定管理者の公募を行ったところ、現在の指定管理者である高野口町商工会の1法人のみ申請があり、本法人について指定管理者選定委員会において審査したところ、合格点に達し選定されたので、3年4月1日から6年3月31日までの3年間指定管理者として指定するものである。

委員から、市から指定管理者に対し、ネット販売の実施など売上げを伸ばすための助言や提案はしているのか とのただしがあり、現在はネット販売について協議は行っていないが、指定管理者より今後フェイスブックやインスタグラムを活用し情報発信を強化していくと伺っている。今後はネット販売について協議していく との答弁がありました。

当該施設の2階に事務所があるDMOの高野山麓ツーリズムビューロー等と連携し、いろんな角度から国内外に本市の魅力を発信してはどうか とのただしがあり、情報発信することで売上げ増加につながることも考えられるので、指定管理者がDMO等と連携し、まずは主に国内に向け情報発信できるよう本市も関わっていく との答弁がありました。

市の補助金を活用し開発された商品は、当該施設で販売されているのか。また従業員はそれらの商品知識を身につけているのか とのただしがあり、開発された商品の一部は施設内での販売や見本品を展示しており、ふるさと納税の返礼品となっている商品もある。従業員は現在もこれらの商品の特徴や魅力等

についてお客様に説明しており、今後さらに積極的に宣伝していくと伺っているとの答弁がありました。

市内・市外別の入館者数について があり、当該施設に立ち寄られた目的は聞き取りしているが、市内・市外別については把握していないとの答弁がありました。

収支計画における利用料収入の内訳について があり、1階展示室に係る利用料収入であるとの答弁がありました。

以上をもって経済建設委員会の報告を終わります。皆さん、ご協力をお願いいたします。

○議長（土井裕美子君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより、議案第10号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第10号 橋本市農業振興条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

11番 阪本さん。

〔11番（阪本久代君）登壇〕

○11番（阪本久代君）議案第14号 橋本市都市公園条例の一部を改正する条例について、

反対の立場から討論を行います。

減免制度見直しに伴い激変緩和措置を設ける施設として、住吉運動公園多目的広場が挙げられています。現在、使用されているほとんどが、引き続き減免制度を受ける団体だということですが、基本的には市民に負担を求める一部改正となっているので、反対をいたします。

以上です。

○議長（土井裕美子君）次に、賛成の立場で討論する方ありませんか。

15番 堀内さん。

〔15番（堀内和久君）登壇〕

○15番（堀内和久君）私は、議案第14号に賛成の立場で討論させていただきます。

誰もが減免云々関係なく、市民の利用できるところが安価で、ただであるということが誰もが思っているところでありますが、数年前にもこういう議論で否決となった事例がありますが、やはり理由としてはそれに対しての熱意と準備ができていなかったため。今回に当たっては市長の意向は、僕がごもっともであって、やはり基本的な理念として使った人が使った分だけ支払ってください。社会情勢や価格高騰、消費税などのときも上げなかったときもあります。値段がある程度上がってくるということも、やっぱり仕方のないことなのかなという苦渋の思いがある中で、利用に対してはお金を払っていただきたい。

その上で、教育委員会並びに所管しとる部署に対してはいつもかねがね申し上げておるのが、事前の説明と減免の対象、いろんな他団体に対しての減免の在り方というのをきちりしていただきたい。この数年の時間が流れて、今回、準備は万端であると。委員長報告のときは説明の準備という表現にありましたが、教育委員会とかいろんなところを訪ねますと準備は万端であるという認識を感じて

おりますので、この議案に関しては正当なものであると考え、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（土井裕美子君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第14号 橋本市都市公園条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（土井裕美子君）起立多数であります。

よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第21号 公の施設の指定管理者の指定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第22号 公の施設の指定管理者の指定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第12号 橋本市立文教施設利用に関する条例の一部を改正する条例について から、日程第14 議案第24号 公の施設の指定管理者の指定について までの7件

○議長（土井裕美子君）日程第8 議案第12号 橋本市立文教施設利用に関する条例の一部を改正する条例について から、日程第14 議案第24号 公の施設の指定管理者の指定について までの7件を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 14番 小西さん。

〔14番（小西政宏君）登壇〕

○14番（小西政宏君）それでは、委員長報告をさせていただきます。

去る12月10日の本会議において本委員会に付託された、議案第11号 橋本市文教施設等維持管理基金条例について、議案第12号 橋本市立文教施設利用に関する条例の一部を改正する条例について、議案第13号 橋本市立社会体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について、議案第15号 橋本市温水プール設置及び管理条例の一部を改正する条例について、議案第16号 橋本市保健福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について、議案第23号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第24号 公の施設の指定管理者の指定について を審査するため、12月15日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告します。

議案第11号は、文教施設等の使用料の一部を基金に積み立て、文教施設等の維持管理に要する資金に充てるため、基金を設置するものである。なお、減免制度の見直しに伴い激変緩和措置を設ける施設で徴収した使用料のうち、激変緩和に係る使用料のみを積み立てるものである。

委員から質疑、意見等はありませんでした。

議案第12号は、文教施設の減免基準の見直しに伴い、令和8年9月末までの経過措置として激変緩和を設けるものである。

委員から、河内長野市民及び五條市民における文教施設の利用料金について ただしがあり、河内長野市、五條市及び本市の3市で協定を結んでいる公共施設の相互利用事業（以下「3市相互利用事業」という。）については、スポーツ施設の利用料を各市が設定する市内料金でいずれの市民も利用できることとする事業で、河内長野市民及び五條市民は市内料金であるが、文教施設についてはこの相互利用事業の対象となっておらず、現行の運用どおり市外料金を頂くことになる との答弁がありました。

3市の間で、今まで文教施設における3市総合利用事業について検討したことはあるかとのただしがあり、文教施設については協議はしていない との答弁がありました。

激変緩和措置による収入見込額について ただしがあり、例年の施設利用状況を基に算出すると約600万円の収入増で、うち590万円が文教施設の利用によるものである との答弁がありました。

議案第13号は、スポーツ施設の市外料金導入と減免基準の見直しに伴い、令和8年9月末までの経過措置として激変緩和措置を設けるものである。

委員から、学文路スポーツセンターのテニスコートと伏原テニスコートが激変緩和措置

の対象外となっている理由について ただしがあり、両施設における利用者のほとんどが減免の対象ではないため、今回の見直しでは激変緩和措置の対象外としている との答弁がありました。

議案第15号は、3市相互利用事業に基づき、市外料金の対象から河内長野市民及び五條市民を除くものである。

委員から質疑、意見等はありませんでした。

議案第16号は、いきいきルームの維持管理費の増加等に伴い、使用料を税込み100円から200円に見直しを行うものである。

委員から、維持管理費のうち運営委託料の主な内訳について ただしがあり、施設の管理者や理学療法士等に対する人件費が大部分を占める との答弁がありました。

運営委託料における人件費が高いと感じるが、当該施設においてスポーツジム等の民間の運動施設とは違った特色ある運営は行っているのか とのただしがあり、介護予防はもちろんのこと、けがや病気などで身体に障がいのある方や障がいが発生することが予測される方に対し、基本動作能力の回復や維持、及び障がい悪化の予防を目的に、専門職員による運動療法や物理療法における指導やアンチエイジング教室を開催している。また、障がい者のみの利用日の設定等を行っている との答弁がありました。

本条例案が可決された場合、使用料の改定に係る周知方法について ただしがあり、当該施設内において利用者に対し周知するとともに、市ホームページ及び広報においても併せて周知を行う との答弁がありました。

議案第23号は、運動公園の指定管理者として、引き続き公益財団法人橋本市文化スポーツ振興公社を令和3年4月1日から8年3月31日までの5年間引き続き指定するものである。



委員から、過去にプールの利用料金を値上げした際に、利便性も向上すべきとの意見が議会から多く出たが、利用改定後に改良された点はあるかとのただしがあり、プールサイドの床面の張り替えにより床面の熱さを軽減し、また軽食の販売も行っているとの答弁がありました。

当該法人の設立当初から今に至るまで公募せずに選定し続けている理由についてただしがあり、選定にあたりスポーツ関係会社等に市の施設の管理運営業務を委託している他市の状況を聞き取りしたが、長所と短所それぞれがあり、また当該法人は市の出捐団体で、設立当初から管理運営業務を委託し、管理運営方法を指定管理者制度への移行後においても、問題なく管理運営していただいていることから選定したとの答弁がありました。

軽食の販売商品と販売売上げについてただしがあり、クレープ、インスタント食品、菓子類等で、売上げは令和元年度で233万9,150円であり、年々伸びていると伺っているとの答弁がありました。

自主事業の一環で軽食販売を行うほかに、民間事業者に物販スペースを貸し出すことは可能かとのただしがあり、現在、物販スペースの貸出しについては協議していないが、今後当該法人と経費削減や利便性の点も踏まえ協議していくとの答弁がありました。

議案第24号は、橋本市産業文化会館及び橋本市温水プールの指定管理者として、引き続き公益財団法人橋本市文化スポーツ振興公社を令和3年4月1日から6年3月31日までの3年間、引き続き指定するものである。

委員から、当該法人が指定管理者として最もふさわしい理由についてただしがあり、産業文化会館については、様々な自主事業により地域に根差した運営を行い、また温水プールについては、資格を有している職員が水

泳指導や無料講座を開催していることから適当であると考え、との答弁がありました。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（土井裕美子君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより議案第12号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

10番 高本さん。

〔10番（高本勝次君）登壇〕

○10番（高本勝次君）それでは、議案第12号橋本市立文教施設利用に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論を行います。

文教施設、とりわけ公民館についての意見を申し上げたいと思います。社会教育法で言う社会教育とは、学校教育法、また就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、市として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動です。体育及びレクリエーションの活動も含まれます。社会教育法には、国及び地方公共団体の任務として国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものと書かれています。

2018年度の公民館活動の使用料減免件数は1万3,880件でした。今回見直しになれば、3,348件しか減免件数となりません。減免件数が約96%から約23%へと激減するため、多くの公民館サークル活動の使用料が減免対象外となってしまいます。

公民館を利用しているサークルから意見が

出されています。使用料見直しよりもほかにもっと削減できる経費があるのではないかと、また、受益者負担によりサークル活動が衰退してしまえば、公民館生涯活動に影響を及ぼしてしまうなどの意見が出されています。また、公民館運営審議会では、細々と年金でやっている中で趣味を取り上げられることになる、出て行きにくくなる、高齢者の楽しみを取り上げることは本当にマイナスになると思いますなどの意見も出ています。

2026年9月末まで約5年間は激変緩和措置があるものの、その後は大幅な値上げが予定されています。和歌山県下9市のうち、和歌山市、有田市、海南市、田辺市、紀の川市の自治体では、サークルの公民館使用料は無料化、減免制度による無料としています。御坊市は夏季の冷房代のみです。新宮市は公民館が設置されていません。公民館運営審議会は本年3月、利用者の負担については現状のままとされたいとの答申を出しています。公民館の運営に係る負担の在り方については、本審議会として今後の公民館活動や社会教育の衰退につながるおそれもあるので、利用者の負担については現状のままとされたいという見解です。

以上のことから踏まえて、橋本市立文教施設利用に関する条例の一部を改正する条例について反対いたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（土井裕美子君）次に、賛成の立場で討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ほかにありませんか。

14番 小西さん。

〔14番（小西政宏君）登壇〕

○14番（小西政宏君）議案第12号 橋本市立文教施設利用に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論します。

今議会で様々な市の公共施設等が値上げ、値上げというよりか、減免の見直しにおける負担増となっておるわけでありましてけれども、そういった中で自分の考えとしては、公民館についてはやっぱりなかなかしんどいんじゃないかなというふうに思っています。

一方で、橋本市が持つ様々な公共施設の老朽化の問題があつて、それを維持管理していかないかんという市長の思いについても一定理解はしています。ですけれども、実際様々な答弁を聞いてみると、今回負担をお願いする施設において、今後の修繕の見込み等の金額で言っても33億円以上だいたい必要であるとか、一方、今回減免の見直しによって収益として実際どれくらい上がるんかというところに聞くと、最大で400万円からだいたい600万円ぐらいになるというふうに聞いてきました。もちろん施設というのは老朽化していきますから、更新は間違いなくお金が必要です。その点は分かります。もう一方で、受益者負担という考え方も非常に分かります。これから本当にお金がない中で、どこでどうやってお金を生み出していくのかと考えることも我々非常に重要だということは理解をしています。

そういった中で、どこからお金を取るのかという議論なのかなと私自身は思っています。というのも、市民に負担を求めるからというよりかは、これから高齢化を本当に迎えていく中で、公民館とかという役割って、僕、非常に地域の中でめっちゃ大きくなってくると思っているんです。というのも、もちろんサークルの方々もそうですし、地域の方々が様々な公民館に行つて、また近所の方を声かけて家から出ていって、その場で様々なサークル活動があると思います。その中で人と顔を見て会話するというふうなそんな機会とかつて、これからはどんどん重要になってくると思っ

ているんです。

どうということかという、そういったところからこれからどんどん必要になってくると思うので、そこに負担をかけていくというよりは、そこで400万円から600万円が必要だと言うのであるならば、やっぱりほかでその辺どういうふうに負担していいのかと考えるのも非常に重要なんだと私は思っています。

今まで医療費の無料化で、ワンコインもしっかりもらっていきましょねというような一般質問等々もしてきました。それも見込みにはなりますけども、ワンコインを取っていったら1,500万円から2,000万円ぐらい浮くんじゃないかとかというような答弁もあったと思います。なので、やっぱり地域の核として、今までの公民館はサークルの皆さんの協力もあって、今までのこのすばらしい公民館でできてきたと思うんです。やっぱりそこはウィン・ウィンで、お互い助け、助けられでやってきた部分も非常に多いと思いますので、そういったところというのはこれからも大切にしていきたいですし、そういった方々が今後さらに増えてくる、そんな公民館であってほしいと僕は願い、今回反対とさせていただきたいと思います。なかなかうまいことまとめやんのですけど、反対としたいと思います。

今回一方で、職員、担当部局の方とも大分議論はしてきました。議論していく中で1個思ったのは、公民館を守っていききたいという思いについては同じ方向を向いておる中で、上っていく方向が違うだけで、これからも公民館を守っていくためには、私はほかのところできっちりお金を浮かして、こういったところを維持していききたいなというふうに思いますので、今回反対とさせていただきたいと思います。

○議長（土井裕美子君）ほかに討論する方あ

りませんか。

6番 辻本さん。

〔6番（辻本 勉君）登壇〕

○6番（辻本 勉君）私は、賛成の立場から討論したいと思います。

橋本市の公民館活動というのは全国的にも大変評価を受けておりまして、かなりやっていただいとるんですけども、そんな中でずっと以前から考えていきますと、やはり合理化というかの波を受けて、昔は嘱託館長がおられて、正職の課長補佐級が館長代理か補佐でおりまして、大変人員的にも充実しておったんですけども、合理化の波に遭いまして現在の要員になっています。お金を頂くというのは気苦しいところがあるんですけども、本来の公民館活動というのは、広く地域住民のためという公民館の主催事業といえますか、大きな事業を中心にやっていっていったんですけども、最近はどうもサークル活動がかなりのウエートを占めてきとると。サークル活動を悪いとは言いませんが、本来の社会教育、生涯学習の観点から考えて、もう一度公民館活動を見直す時期ではないかなと。

それと今後、この条例を否決していきますと、当然行政というのは、これからの公民館の在り方について十分議論する中で行きますと、要員削減等の問題も出てくるのかなと。委託したりとかいろんな問題が発生してくるということも考えられるので、今回は取りあえずサークルについては若干の受益者負担をお願いしておくほうが私は賢明かなと。

あとの部分で今後の公民館活動がやはり衰退していくようであれば、議会としても十分議論した中で反対をしていけたらなというふうに思っています。今回は大きな金額でもありませんし、若干の受益者負担はお願いしとくほうが今後のことを考えますといいのではないかなということもあります。今後、公民

館活動の在り方というものをもっともって考えていただいて、本来の社会教育、生涯学習に寄与できるような、市民みんなが参加できるような公民館活動にしてもらえればありがたいと思いますけども、そういうのを込めまして、今回の条例については賛成をしていきたいなと思っております。

○議長（土井裕美子君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第12号 橋本市立文教施設利用に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（土井裕美子君）起立多数であります。

よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

10番 高本さん。

〔10番（高本勝次君）登壇〕

○10番（高本勝次君）そしたら、橋本市立社会教育施設及び管理条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論を行います。

議案第12号と同じように社会体育施設利用料の減免件数は、2018年度実績で2,159件です。利用料見直し後は1,830件になります。水道料金をはじめ、これまでの相次ぐ公共料金の値上げがあり、市民の負担増が続いています。コロナ禍において、市民の公共料金負担増は理解が得られません。市民生活の目線で市財政の見直しを求めて、本条例に反対したいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（土井裕美子君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第13号 橋本市立社会体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（土井裕美子君）起立多数であります。

よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第15号 橋本市温水プール設置及び管理条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（土井裕美子君）起立多数であります。

よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

11番 阪本さん。

〔11番（阪本久代君）登壇〕

○11番（阪本久代君）議案第11号 橋本市文教施設等維持管理基金条例について、反対の立場で討論を行います。

本条例は減免制度見直しに伴い、激変緩和

措置を設ける施設で徴収した激変緩和に係る使用料を積み立て、計画的な修繕や災害等による損壊を原因とする修繕の費用に充てるといふものです。減免制度については当該団体等に説明をしてきたということですが、納得したわけではなく、毎回使用料が必要となることから回数を減らさざるを得ないということが起こりかねません。公民館活動を支えてきたサークル活動の維持、発展が保障されません。また、修繕にかかる費用は市が負担すべきもので、激変緩和に係る使用料を充てることが納得できませんので、反対といたします。

○議長（土井裕美子君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第11号 橋本市文教施設等維持管理基金条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（土井裕美子君）起立多数であります。

よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

10番 高本さん。

〔10番（高本勝次君）登壇〕

○10番（高本勝次君）議案第16号 橋本市保健福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論を行います。

いきいきルーム運動機器使用料の2倍の大幅な値上げです。市当局は、利用者の多くは高齢者であると認めています。高齢者の健康

増進とともに介護予防にも役立ち、要介護への防止にもなり、ひいては介護予算の削減にもつながります。運動機器の更新に、高齢者である利用者に負担を強いるのはいかがなものかと思えます。コミュニティバスに乗ってきて、100円という低料金で運動ができる高齢者への何よりの行政サービスではないでしょうか。目先でなく長期的に見れば、介護予算の削減ということになります。ぜひ検討し直す必要があると思えます。

よって、橋本市保健福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例に反対いたします。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（土井裕美子君）ほかに討論する方ありませんか。

15番 堀内さん。

〔15番（堀内和久君）登壇〕

○15番（堀内和久君）私は、議案第16号に賛成の立場で討論させていただきます。

人それぞれ考え方があるので曲がった見解であればおわびするんですけども、そもそも100円というのが安かったのではないかと。社会情勢その他もろもろを考えたとき、立ち上げたときはただやったときもあったと思えます。やはりいきいきルームというのはお年寄りの健康のことを考えた上で、できるだけ安価で、予防にもなるし健康促進にもなるという一部の観点は理解できるんですけども、そもそものお金に見合っているのかどうか、維持管理がどうか、委託するにあたってどうかという議論がどれだけできていたのかということに僕はそもそも問題の意識を持っていました。

だから、100円が200円になる、倍になるという言葉では確かに大きな話になるのかもしれませんが、200円というのでもそこそこ、あれだけの施設であれだけの機器、今後あれだけの機器をまた買い換えていかなければなら

ない。職員の委託料等々もあると思います。ただ、物価が上がったから上げるんやという感覚ではなくて、そもそも論の議論がそうだったのではないか。これが500円になると言うたらちょっと話も変わってくると思うんですけども、やはり健康寿命を延ばして、頑張ってみな楽しく過ごしていただきたいという反面、市民はお年寄りだけではなくて、若い人も現役世代の方も結構入っているように思います。そこでも値段の差がもっとあってもいいのかなというふうに思います。ご高齢の方には少しでも安く使っていただき、健康でいていただきたいというのはあるんですけども、200円は決して高くないという理念の下に賛成をさせていただきます。

○議長（土井裕美子君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第16号 橋本市保健福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（土井裕美子君）起立多数であります。

よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

15番 堀内さん。

〔15番（堀内和久君）登壇〕

○15番（堀内和久君）議案第23号に対して、24号も同じような形になるんですけども、あえて23号の議案に反対の立場で討論します。心の中では反対したくないということがすごく

あります。ただ、再三にわたる注意云々、提言をずっとスルーされたということに対して、いつかどこかで線を引いて意思表示をしないといけないということで、この場ではないやないかということも言われるかもしれませんが、あえて反対の討論をさせていただきます。

そもそも公益財団法人とは、公益的事業を主な目的とし活動していくということが書かれております。23号、24号しかり、委託先の心臓部に対しての理念に対して僕は大きく疑問を持ちました。現場職員には本当にいつも汗をかいていただき、今回の委託に対しては反対するものではなかったんですが、委員会質疑でもあったように、最初から比べる相手がないということもおかしな話。高評価というのもちょっとおかしいんじゃないか。それぞれ積極性があるって仕事をしていただくのは分かるんですけども、やはり出先機関、正常で判断できるものですが、価格高騰など、その他理由の賃金の変動があるとかないとか、筋が通っているならそれでいいんですけども、働く全ての人が汗をかいております。

地方公共団体でもないのに会計年度的な仕組みに切り替え、財政課とどのような協議をしたか分かりませんが、現に所得減になった人が勤めている中でおられるということを理解しなければならない。当局の姿勢は当然のごとく、委託団体だから体制には指導できないというふうに考えております。それはそれで正しいとは思いますが、公益財団法人は100%市民の税金を投入、出資してできた会社ではないですか。そもそも市政発展、市民サービス向上のために外部委託をしているので、随意契約ではないのではありませんか。

市も財政難の中で職員が給料カットなど、5か年身を削って頑張ってきました。まずは市の給料を完全回復して、その次の選択であってほしかったと僕は思います。再三提言し

てきたのに何も対応がなく上程されたこと、誰も指導ができないのであれば、今後はいいかげん21号や22号のように公募し、プロポーザルなどをしていくべきではないでしょうか。自動的に仕事があるというおごりを感じてやまないです。しかし、再度申し上げますが、現場職員には日頃の尽力に感謝申し上げます。

以上のことをもちまして、議案第23号に反対の討論とさせていただきます。

○議長（土井裕美子君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第23号 公の施設の指定管理者の指定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（土井裕美子君）起立多数であります。

よって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第24号 公の施設の指定管理者の指定について を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）異議がありますので、採決を採らせていただきます。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（土井裕美子君）起立多数であります。

よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。